

立川市通所型サービス(1日デイ)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

※事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、通所型サービス同一建物減算の項目（減算適用の基本単位）で算定します。ただし、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

※サービス提供体制強化加算・介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、介護職員等処遇改善加算は、A8とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※介護職員等処遇改善加算は、それぞれの条件に合致した算定項目の合成単位数に加算率を乗じて得られた単位数が1000分の500に満たない項目の設定はありません。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%(1・2割負担)又は60%(3割負担)となります。

サービスコード		サービス内容略称
数量	項目	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A7 1061	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	70%	1,259	1月につき	
A7 1062						80%			
A7 1063	通所型サービス1日割・人欠(制限)					70%	41	1日につき	
A7 1064						80%			
A7 1065	通所型サービス2・人欠(制限)		要支援2	3,621 単位		70%	2,535	1月につき	
A7 1066						80%			
A7 1067	通所型サービス2日割・人欠(制限)					70%	83	1日につき	
A7 1068						80%			
A7 1077	通所型サービス1・人欠・同一(制限)		事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員 時一時助成金の割合 ×70% →876単位	70%	883	1月につき	
A7 1078						80%			
A7 1079	通所型サービス2・人欠・同一(制限)					看護・介護職員が欠員 時一時助成金の割合 ×70% →752単位	70%	1,783	
A7 1080							80%		